

広島県告示第三百三十四号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定によって、広島県健康福祉センターの管理を行う指定管理者を次とおり指定した。

平成二十年三月三十一日

広島県知事 藤田雄山

指 定 を 受 け た 者	指 定 年 月 日	管 理 の 期 間
代 表 者 氏 名	主たる事務所の所在地	平成二〇年四月一日()
財団法人広島県健康福祉センター 会長 藤田 雄山	広島市南区皆実町一丁目六番二九号	平成二〇年三月二十四日
		平成二〇年三月三一日